

令和5年12月25日

第62回全国青年農業者会議 発表者 各位

全国農業青年クラブ連絡協議会
会 長 水野 弘樹
(公 印 省 略)

農業者会議の動画配信について

時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

平素、当会の事業実施に対しご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、当会では、クラブ員の経営向上や各地域クラブ活動の活性化を目的とし、農業者会議の発表動画を当会 YouTube アカウントにて配信しております。

つきましては、貴所属クラブや関係各所ともご相談の上、趣旨にご賛同いただける場合には、承諾書にご記入の上、ご提出いただきますよう、お願い申し上げます。

【提出いただくもの】

承諾書 1部

【提出先】

- ・（郵送の場合）〒100-0011 東京都千代田区内幸町 1-2-1 （日土地内幸ビル 2 階）
公益社団法人 大日本農会内 落合 宛
- ・（電子メールの場合）4hkikaku@gmail.com

※提出はできる限り電子メール（PDF）にてお願いいたします。

発表動画の YouTube 公開 概要説明

【目的】

全国青年農業者会議（以下、農者会）での発表動画を YouTube で共有することにより、全国の優れた発表と先進的な取り組みを、広く発信する。また、会場の雰囲気・農者会の魅力を、参加していないクラブ員へ伝えることを目的とする。

【経緯】

かねてより、農者会に参加できないクラブ員もいることから、発表の映像を視聴したいとの声が多く寄せられていた。また、全国各地から勝ち上がってきた優れた発表に、より多くのクラブ員が触れることで、各地での発表大会の活性化や質的向上を期待する声が上がっていた。

これを受けて、日本 4H 会長会議での議論を経て、承諾が得られた発表に限り、YouTube での動画配信を行うこととなった。

【実施手順】

- ①発表者（発表に関わったクラブ、関係団体を含む）に、賛同いただける場合は承諾書に署名捺印のうえ、事務局まで提出していただく。
- ②記録用に録画している発表動画（本来は記録用で、外部には出ません）から、承諾をいただいた動画を、発表毎にトリミングする編集作業を行う。
- ③YouTube に動画をアップロード。
- ④全協 HP に大会動画ページを作成し、YouTube とリンク付けし動画の紹介。

【公開範囲】

- ・発表動画の YouTube での公開範囲は、特に制限は設けません。

ご不明な点等ございましたら、下記事務局まで、お気軽にお問い合わせください。

〒100-0011 東京都千代田区内幸町1-2-1（日土地内幸町ビル2階 大日本農会 内）

担当: 事務局長 浅津

Mail: 4hkikaku@gmail.com

Tel: 080-1925-9687(浅津携帯)

承諾書

私（以下「発表者」という。）は、全国農業青年クラブ連絡協議会の制作物に出演するにあたり、以下の条件を確認し、承諾します。また、未成年の発表者の親権者等、発表者に法定代理人がいる場合、当該法定代理人は、当該発表者の本承諾書に基づき同意します。なお、法定代理人のいる発表者は、法定代理人欄に記載されているものが、発表者の法定代理人の全てであることを確認します。

1.制作主

全国農業青年クラブ連絡協議会（以下「制作主」という。）

2.制作物内容

全国青年農業者会議のプロジェクト・意見・各部門における
発表者及び発表内容を記録した静画及び動画、発表者提出資料を利用した記録動画（以下「制作物」という。）

3.出演承諾

発表者は、本制作物に関して、制作主が指定する以下の媒体に、制作主が無償でその肖像及び発表内容を掲載し、その他自由に利用または使用することを承諾する。

- (1) 新聞、雑誌、テレビ、ラジオ、全国農業青年クラブ連絡協議会の Web サイト、パンフレット
- (2) 制作主による YouTube、Facebook、LINE など、ソーシャルメディアへの投稿
- (3) 制作主が許可したイベントにおける展示・上映

4.発表者情報及び発表内容の利用

発表者は、前項に定めるほか、制作主が発表者情報及び発表内容を利用して、本制作物を自由に編集できることを承諾する。（著しい内容の変更や誤解を招く表現は除く）

5.本制作物の著作権

発表者は、本制作物を制作するにあたり、本制作物の内容に発表者に著作権が帰属するものがある場合、その著作権（著作権法第 27 条、第 28 条に定める権利を含む。）は制作主に帰属することを認める。

6.発表者の申告内容の確認

発表者は、本制作物への出演に関し、以下の各号に定める全ての条件に該当することを保証する。なお、以下の各号の一つでも該当しないことが明らかとなった場合、制作主は、発表者の本制作物出演を取り消すことができる。

- (1) 発表者が申告した発表者情報及び発表内容に虚偽の記載が無いこと
- (2) 発表者が社会的信用の失墜をきたすような行為をとっていないこと

7.発表者情報及び発表内容の利用中止

本制作物に対して利用期限は設けないが、発表者が制作主に対して、合理的理由を明らかにしたうえで、発表者情報および発表内容の利用中止を求めた場合は、協議の上、該当発表者情報及び発表内容の利用を中止するかどうかについて決定するものとする。

8.免責

発表者は、本制作物の趣旨をよく理解し、自らの意思でその制作物に出演及び発表内容を公開するものであることを認める。万一、発表者が本制作物に出演し発表内容を公開することによって、発表者またはその親類縁者が社会的、経済的な不利益、損害等を被り、若しくは犯罪等の被害に巻き込まれるなどして、生命、身体若しくは財産に損害が生じ、またはそれらの恐れが生じた場合であっても、制作主にその責がある時を除き、発表者は制作主を免責し、制作主に対し金銭賠償の請求、その他一切の責任追及をしないことを承諾する。

令和 年 月 日

住所

氏名

印